

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

39 う蝕薬物塗布処置②

《平成28年2月29日新規》

《平成28年8月29日更新》

○ 取扱い

原則として、同一初診期間中にもう蝕歯即時充填形成またはう蝕歯インレー修復形成を行った歯に対して、後日、他歯面に対して行ったう蝕薬物塗布処置の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

う蝕に対するう蝕歯即時充填形成またはう蝕歯インレー修復形成を行った後、診療状況等によって同一歯の他歯面に生じたう蝕に対して、う蝕薬物塗布処置が必要となる場合がある。

○ 留意事項

同一初診期間中にもう蝕歯即時充填形成またはう蝕歯インレー修復形成を行った歯の他歯面に対するう蝕薬物塗布処置の算定が傾向的にみられる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると考えられる。

40 暫間固定装置修理

《平成28年2月29日新規》

○ 取扱い

原則として、「P」病名のみにおいては、暫間固定装置修理の算定を認めない。

○ 取扱いを定めた理由

暫間固定装置修理の算定にあたっては、対象となる診療内容についての要件が定められており、また、傷病名として「ハセツ」病名があることから、「P」病名のみでの当該処置の算定は適切でない。

4 1 歯冠修復物又は補綴物の除去②

《平成28年2月29日新規》

○ 取扱い

原則として、歯を保存する目的で歯冠補綴物の除去及び歯内療法を行い、同月内に日を異にして抜歯となった場合における除去の費用の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

歯を保存する目的で歯冠補綴物の除去及び歯内療法を行ったものの、当初予見されなかった症状や歯の状態の変化等により後日やむを得ず抜歯となる場合が临床上あり得る。

○ 留意事項

同月内に歯を保存する目的で歯冠補綴物の除去及び歯内療法を行った後に抜歯の算定が傾向的にみられる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると考えられる。

4.2 フッ化物歯面塗布処置

《平成28年2月29日新規》

○ 取扱い

原則として、う蝕処置を行った同一歯に対して同時に行った「I031 フッ化物歯面塗布処置 2 在宅等療養患者の場合」を認める。

○ 取扱いを定めた理由

在宅等療養患者に対する歯科訪問診療において、診療状況や患者の状態等によってう蝕処置を行った同一歯に対して、同時にう蝕の抑制等を目的としたフッ化物歯面塗布処置が必要となる場合がある。

4 3 う蝕歯即時充填形成②

《平成28年2月29日新規》

○ 取扱い

原則として、「咬耗症（A t t）」病名に対するう蝕歯即時充填形成の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

歯の咬耗症における象牙質・エナメル質の欠損状態や症状等によりう蝕歯即時充填形成が必要となる場合がある。

4 4 う蝕歯即時充填形成、充填及び歯科充填用材料

《平成28年2月29日新規》

○ 取扱い

原則として、う蝕歯即時充填形成後、同一初診期間内に「P u l」病名で抜髄を行った場合、抜髄前のう蝕歯即時充填形成、充填及び歯科充填用材料の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

う蝕歯即時充填形成後に疼痛が出現し、やむを得ず抜髄となることは、臨床あり得る。

○ 留意事項

う蝕歯即時充填形成後、同一初診期間内に「P u l」病名で抜髄を行った場合の算定が傾向的にみられる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると考えられる。